

# 役員等報酬に関する定め



社会福祉法人 薄光会



## 役員等報酬に関する定め

(目的)

第1条 社会福祉法人薄光会理事会開催に係る理事および監事ならびに相談役が置かれているときは相談役に対する報酬、監事監査業務にかかる報酬、評議員会開催に係る評議員に対する報酬、その他苦情解決における第三者委員、オンブズマン等のそれぞれの役割に対する報酬を定めて、それらの役割業務の円滑化を図ることを目的とします。

(報酬の内容)

第2条 第1条に規定する役割業務に対する報酬は、日当を含めた旅費程度とし、その額については別表に定めます。当該金額については、薄光会旅費規程等に準じて定めるものとします。

(報酬額の決定)

第3条 第2条に規定する報酬額は同種の社会福祉法人におけるその報酬額と著しく懸け離れた場合には理事会において検討し、改定します。

(報酬の支給)

第4条 当該報酬については理事会、評議員会、第三者委員の活動時、監事監査業務終了時、オンブズマン等の活動時において現金で支給し、それぞれの役割遂行者が支払簿に押印するものとします。

(理事長の報酬)

第5条 理事長が常駐の場合の報酬は、正規職員給与規程または契約職員就業規則によるものとし、この定めに規定する報酬は支給しません。

2. 理事長が非常中の場合、第4条の規定に関わらず、理事長の報酬については下記の別表の通りとし、各月の終わりに支給するものとします。報酬の対象は理事会、評議員会の他、経営会議、各施設の巡回、その他法人の業務上必要とする出張等とします。

(別表)

	理事長	理事・監事 (相談役)	監事監査業務	評議員	第三者委員 オンブズマン 等
金額	月額 22,000 円	1回につき 3,000円	1日の業務につき 15,000円	1回につき 3,000円	1回の来訪につき 3,000円
	20円×(法人事務局に登録した自宅から法人本部までの距離)×2(往復)				
	経路上合理的理由のある有料道路使用時については、有料道路料金の実費				

附則

この規程の制定・施行ならびに改定は、以下のとおりです。

平成16年 3月21日制定	平成16年 4月 1日施行
平成16年 9月26日改定	同日施行
平成17年 9月25日改定	同日施行
平成22年12月12日改定	平成23年 2月27日施行
平成23年 2月27日改定	
平成23年 5月22日改定	同日施行
平成27年 9月26日改定	平成27年10月 1日施行